

令和3年度（2021年度）使用済み食用油売買契約 仕様書

1 目的

この仕様書は、鎌倉市が指定する引渡場所から使用済み食用油を引取り資源化する業務に係る仕様を定めるものである。

2 引渡品

引渡品は、使用済み食用油とする。

使用済み食用油とは、一般家庭で日常使用する大豆油、菜種油、べに花油、コーン油、綿実油、ごま油、ひまわり油、パーム油、オリーブ油、やし油等の使用済み又は使用前の状態の食用油の混合物とする。

3 引渡予定重量

45,000kg

なお、上記重量は予定であり、引渡重量を保証するものではない。

4 引渡方法

(1) 引渡場所

ア 所在地 鎌倉市今泉四丁目1番1号

名称 今泉クリーンセンター

イ 所在地 鎌倉市坂ノ下34番地先

名称 坂ノ下積替所

(2) 引渡日時

土曜日、日曜日を除く日で、発注者が指示する日時とする。

(3) 引渡方法

今泉クリーンセンター及び坂ノ下積替所の依頼により、引渡場所に買受者が設置した容器からバキューム車等で使用済み食用油を回収する。

(4) 計量

売渡品の引渡場所において売渡品積載前の車両重量と売渡品積載後の車両重量の2回計量を行い、その差の量を売渡重量とする。

5 引渡期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

6 契約方法

契約方法は、キログラム単位による単価契約とする。

7 売渡代金の納入

売渡代金は1か月分の売渡重量に売渡単価を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税を加算して得た額を翌月末日までに鎌倉市指定金融機関に納入する。

8 引取諸経費等

引取りに係る以下の諸経費は、買受者の負担とする。

(1) 引渡場所に買受者が設置する容器の設置、撤去及び清掃等の維持管理

(2) 使用済み食用油を容器に投入する際に、不要物が入らないための漉し器等の器具の設置及び維持管理

(3) その他は必要に応じて協議すること

9 処理・処分先等の明示

売渡品の処理・処分については、資源物として適正に処理する事業所を選定するとともに、処理・処分先及び数量を市に報告すること。

10 新型コロナウイルスの影響等について

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、買受者は本業務の継続が困難になった場合や同一の感染源で5人以上の陽性者（クラスター）が発生した場合等には、直ちに売渡者に連絡するものとする。
- (2) 売渡者は買受者から前号の連絡を受け、本業務の中止を決定し、売渡者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。